

基本



※主治医意見書に判断基準に相当する記述がない場合は、診断書や聴取等により確認して下さい！！  
医師の所見確認はサービス担当者会議より前に行って下さい！医師の医学的な所見は、疾患と心身状況の因果関係等を具体的に聴取して下さい

主治医の所見聴取



サービス担当者会議



※サービス担当者会議では、主治医を含め、担当者からの専門的な見地からの意見求め、利用者の心身の状況や置かれている環境を考慮の上、当該福祉用具の導入の  
要否・用具の選定等検討して下さい。また、当該福祉用具を貸与することにより自立の妨げとなる可能性がないかを自立支援の観点からも検討し、必要性を確認して下さい

ケアプランへ位置づけ



理由書及び添付書類一式を給付  
係へ提出



レンタル開始



判定について（承認する場合）  
理由書提出日（受付日）を基準  
とし、理由書提出（受付日）を  
適用開始とする。



ただし・・・  
緊急的に必要な状況が書面等で確認できる  
場合は、相談内容に応じ判断する。

ターミナルの場合



レンタル開始



主治医の所見聴取



サービス担当者会議



ケアプランへ位置づけ



理由書及び添付書類一式を給付  
係へ提出



判定について（承認する場合）  
主治医の所見及びサービス担当者会  
議等で末期がん等のため特に必要で  
ある旨が判断されていることが書面  
等で確認できる場合は、貸与開始日  
に遡り、適用開始とする。

暫定利用の場合



主治医の所見聴取



サービス担当者会議



ケアプランへ位置づけ



レンタル開始



介護認定の結果・・・  
軽度者（要支援1・2、要介護1※  
自動排泄処理装置については、要介  
護2・3も軽度者）で認定が確定し  
た場合であって、認定調査項目【別  
紙1-1（表1）】に該当しない場  
合。  
要介護2以上（自動  
排泄装置については  
要介護4・5以上）  
で認定が確定した場  
合。

判定について（承認する場合）  
速やかに理由書及び添付書類一  
式を給付係へ提出し、書面等で  
必要である旨が確認できる場合  
は、貸与開始日に遡って適用開  
始とする。

理由書提出不要

※緊急的な導入が必要な場合や暫定利用の場合、ターミナル期の利用の場合については、貸与開始後の提出が可能です。速やかに提出されなかったり、その  
必要性が確認できない場合は、貸与開始日に遡って給付することはできません。その場合は、当該福祉用具の貸与開始日を適用開始日とすることができません  
ので、ご注意ください。